

旭区役所における新型コロナウイルス感染症対策について

	来庁者向け	職員向け
緊急事態宣言発令中	①消毒液や窓口のビニール衝立の設置 ②窓を開けての換気の励行、扇風機の設置 ③待合が密にならないように長椅子や記載台の配置換え ④待合で来庁者の方同士の間隔が近づかないように、長椅子の中央部を着席禁止にするための表示物の設置 ⑤感染予防のためのポスターの掲示 ⑥庁内放送による感染予防の呼びかけ	①テレワーク等による出勤抑制や、時差勤務の励行 ②オンライン会議の実施 （やむを得ず会議室で行う場合は、広い場所で換気をし出席者同士の間隔を空けて実施） ④一部の職場で座席に間仕切り板の設置 ⑤マスク着用、こまめな手洗い・消毒の励行など
緊急事態宣言解除後	①上記の対策を継続実施 ー 以降は旭区役所職員に感染者が出たあとの対応ー ②待合が密にならないように長椅子や記載台の再度の配置換え ③マスク着用、アルコール消毒、ソーシャルディスタンスを促すパネルの設置	①上記の対策を継続実施（なお、出勤抑制、時差勤務、オンライン会議は縮小して実施） ②会議は、発熱チェック・消毒をし、広い場所で換気をして出席者同士の間隔を空けて実施 ー 以降は旭区役所職員に感染者が出たあとの対応ー ③職場における感染予防のためのガイドラインを作成し、全職員に周知 ④マスクの着用など、職員間感染を防ぐための重要事項を書いた張り紙を職場に掲示 ⑤全職員の座席に間仕切り板の設置 ⑥毎日の健康観察の実施（通用口及び各課・担当に非接触型体温計を配備） ⑦フェイスシールドの全員配布 ⑧消毒液を電話機1台ごとに配布